様式第12の3(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　ローカル5Gサービス

事業者名

法人番号

都　道　府　県	契　約　数
合　計	
参　考　事　項	

注1　契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約者は含めないものとする。

2　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

3　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

4　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注3後段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

5　データ伝送役務に併せて音声伝送役務を提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

6　音声伝送役務のみを提供しているものがある場合には、「参考事項」の項にその契約数を記載すること。

7　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

8　定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

9　ローカル5G通信システムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。

10　注4から注9までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

12　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

13　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年　　月　　日現在

サービスの種類　ローカル5Gサービス

事業者名

法人番号

1　契約数等

報告事項		契約数等
契約数		
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
	契約数が3万以上であるMVNO	
事業者数		
	接続に係るMVNO	
	MNOであるMVNO	
参考事項		

2　MVNOの事業者名及び法人番号

契約数が3万以上であるMVNO		契約数が3万未満であるMVNO	
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号

注1　自ら提供するローカル5Gサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(以下この表において「MVNO」という。)がある場合に記載すること。

2　「契約数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス(プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。)の契約数は含めないものとするとともに、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3　契約数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、自らの電気通信回線設備をMVNOの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。
4　契約数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。
5　「事業者数」の項には、自ら提供するローカル5Gサービスに係るMVNOの合計数を記載すること。
6　事業者数のうち、「接続に係るMVNO」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているMVNOの合計数を記載すること。
7　事業者数のうち、「MNOであるMVNO」の項については、MNOにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該MNOであるMVNOの合計数を記載すること。
8　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
9　法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
10　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
11　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。